

教育委員会人材育成推進委員会設置要綱

(平成18年6月16日 教育長決裁)

(目的及び設置)

第1条 川崎市教育委員会人材育成計画（以下「育成計画」という。）に沿った教育委員会の人材育成と能力開発を推進し、様々な職種・組織等の総合調整を図るため、教育委員会人材育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）を事務局内に設置する。

(組織)

第2条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員により組織し、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 育成計画の実施に関すること。
- (2) 育成計画の推進状況の検証に関すること。
- (3) 育成計画の新規計画の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、委員長が必要と認める事項

(会議)

第4条 推進委員会は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

- 2 推進委員会の会議は、副委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、委員長、副委員長及び出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(部会)

第5条 推進委員会は、人材育成の推進において必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は、委員長が指名する部会長、副部長及び部会員により組織し、別表第2に掲げる者をもって充てる。

3 部会は、推進委員会の求めに応じ、人材育成の推進に関する業務にあたるものとする。

(事務局)

第6条 推進委員会の事務局は、総務部庶務課に置く。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

委員長	教育次長
副委員長	総務部長
委員	教育政策室長
委員	教育環境整備推進室長
委員	職員部長
委員	学校教育部長
委員	健康給食推進室長
委員	生涯学習部長
委員	総合教育センター所長
委員	庶務課長
委員	教育政策室担当課長

別表第2（第5条第2項関係）

1 事務局部会（幹事会・研修推進）

部会長	庶務課長
副部会長	教育政策室担当課長
部会員	庶務課庶務係長
部会員	教育政策室担当係長
部会員	教育環境整備推進室担当係長
部会員	教職員企画課担当係長
部会員	給与厚生課担当係長
部会員	指導課指導事務係長
部会員	健康給食推進室担当係長
部会員	生涯学習推進課企画係長

2 学校部会（学校研修推進）

部会長	教職員人事課担当課長
副部会長	総合教育センターカリキュラムセンター室長
部会員	学事課担当係長
部会員	教職員人事課担当係長
部会員	給与厚生課担当係長
部会員	指導課支援教育係長
部会員	健康教育課学校保健・体育係長
部会員	総合教育センター情報・視聴覚センター担当係長
部会員	学校用務員
部会員	学校給食調理員

3 生涯学習部会（生涯学習研修推進）

部会長	生涯学習推進課長
副部会長	文化財課長
部会員	生涯学習推進課振興係長
部会員	文化財課担当係長
部会員	市民館担当係長
部会員	図書館担当係長
部会員	博物館施設担当係長